

第 2 4 回議会改革検討特別委員会

日時：平成 30 年 9 月 12 日（水）午前 10 時 53 分～

場所：市議会委員会室

今回の委員会では、前回協議した議会基本条例案（以下「条例案」という。）の内容について、委員から出された意見を整理し各条項ごとに協議を行った。

前回までの委員の意見により、条例案第 9 条では市長等と議会との関係について、同第 12 条では議長及び副議長の職を志願する者の所信表明について、それぞれ内容を協議した。

そのあと、条例案第 1 条から第 21 条までの内容の確認を行った。

【条例案の主な構成】

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 3 条～第 5 条）

第 3 章 市民と議会との関係（第 6 条～第 8 条）

第 4 章 行政と議会との関係（第 9 条・第 10 条）

第 5 章 議会運営（第 11 条～第 15 条）

第 6 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 16 条～第 20 条）

第 7 章 条例の見直し（第 21 条）

附則

まとめ

今回の協議により、条例案はほぼ内容が決定した。

次回、市議会改選後（議員定数減）の常任委員会、議会運営委員会等の委員定数を協議することとした。